

平成24年（2012年）度

第2次

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成24年度（2012年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1 次の事例を読んで、後の各問に答えなさい。

Xは、平成23年10月1日に、金沢市内の1億円の甲土地をYに売った（本件売買契約という）。移転登記と残金の支払は、同年12月1日に行うことになっている。Yは本件売買契約当日1000万円の手付金をXに支払った。売買契約書には、「買主の不履行の際には、手付金は売主が没収し、売主の不履行の際には売主が買主に手付金を返還するとともに、同額を違約金として賠償し、もって損害賠償に供する」と規定されていた。

- 問1 売主Xが手付金の倍額を提供して売買契約の解除をしたいと思っているとした場合、この解除は認められるか。
- 問2 この甲土地は売買契約のときはZ名義の土地で、XがZより所有権を取得してYに売却するというものであった。Xが契約後Zより移転登記を経由していた場合は、Xは解除することができるか。
- 問3 Yが予め解除を争い、手付の倍額の2000万円の受領をしないだろうと予想される場合でも、Xが解除をするためには、この2000万円を現実に提供しなければならないか。

問題2 次の事例を読んで、後の問いに答えなさい。

Aは、設立中のY株式会社の発起人である。発起人はAだけであった。

Aは、Y株式会社が設立中であるにもかかわらず、Y株式会社代表取締役Aと称して、成立後のY株式会社の事業を開始しようとしていた。Aは、Y株式会社が扱う予定の商品の広告宣伝を広告業者Xに300万円で行わせた。Xは、Aが成立したY株式会社の代表取締役であると信じてこの取引に応じた。

なお、設立中のY株式会社の原始定款には、「株式会社の負担する設立に関する費用」の記載はない。

その後、Y株式会社は成立した。成立後のY株式会社は、Xから宣伝用印刷物を受け取って使用し、印刷代金の一部を支払った。

Xが、印刷代金の残額の支払いを請求したところ、Y株式会社は拒否した。

(問い)

Xは、Y株式会社に対して、印刷代金の残額を請求することができるか。最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。